

務を総理し、教育委員会を代表する。④教育長の任期は3年とし、施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存する。⑤教育委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができる、などとなっています。

次に「総合教育会議の設置及び大綱の策定」については、①首長は、首長、教育委員会により構成される総合教育会議を設け、首長が召集する。②首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。③会議では、大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整する、などとなっています。

また「国の地方公共団体への関与の見直し」については、いじめによる自殺の防止など、児童生徒などの生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するためとなっています。

以上が、教育委員会制度の改正概要であります。今後、新教育長が特別職となることの位置づけや、委員長職の廃止などによる条例・規則の改正等が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

主な議案内容

- ◎ 藤里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町営スキー場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町農村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- ◎ 財産の取得について（歯科用機器）
- ◎ 財産の交換について
- ◎ 町有財産の無償貸付けについて（墓地敷地）

一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ4,447万7千円を増額し、予算総額を37億6,854万9千円としました。

今回の補正では、各種事業の確定に伴う不用額を確保したうえで、各施設の光熱水費のほか維持管理経費と各種電算システム改修に係る負担金等を計上しています。

歳出については、総務費に、国の地方創生法案が成立したことによる人口減少対策として年度内にプロジェクトの立ち上げを予定していることから、これについての関係経費を計上しています。このほか、追加募集をしていました地域おこし協力隊用住宅の改修費、また、ふるさと納税については、現在35名の方から225万円ほどいただいております、これに

する贈答品の経費を計上しています。

民生費では、昨年度に引き続き高齢者世帯や障害者の生活を支援するため、灯油の購入に対する助成金を計上しています。

農林水産業費は、分収林の売り払いに伴う交付金のほか、町分については基金積立することとしています。

商工費には、観光パンフレットを増刷するほか、健康保養基地の補修工事、藤里開発公社による短期借り入れ分の返済については、早期の繰り上げ償還を目指してきましたが、今回、一定の目処がついたため、返済助成金を計上しています。土木費には、道路維持費として下根城

2号橋を改良することとし、排水路整備費をして粕毛地区の応急修繕費を計上しています。

教育費には、小学校費として、新教科書対応の教師用指導書の購入費を計上したほか、中学校備品、保健体育費としてスキー場の大会用備品購入費を主なものとして計上しています。

歳入については、国県支出金では国保基盤安定分のほか、各種電算システム改修分と県道の歩道にかかる除雪契約に基づく委託金を計上しています。町債は、事業費の変更により、過疎対策事業債を増額計上しています。

主な一般会計補正予算

(単位：千円)

歳入

墓地永代使用料	920
介護保険事業費補助金	1,446
保育緊急確保事業費補助金	1,877
歩道除雪事業委託金	2,677
分収林収入	24,349
財政調整基金繰入金	15,288

歳出

灯油購入助成費	1,550
国保基盤安定繰出金	1,102
介護保険システム修正業務（補助）	3,062
立木売払いに伴う分収交付金	19,481
町有林有効活用基金積立金	4,870
健康保養基地補修工事	1,300
藤里開発公社短期借入金返済助成金	8,000
下根城2号橋改良工事	8,500
H27年度新教科書対応教師用指導書購入費	1,076